

実質公債費比率は5・8%

健全財政を維持

市町村などの財政破綻を未然に防ぐため、財政の健全性に関する比率の審査と公表が義務付けられています。四つの指標で健全度を示し、一つでも基準を超えると、健全化計画の策定や外部監査を義務付ける「財政の早期健全化団体」に移行し、さらに悪化すると破綻状態の「財政の再生団体」となり、事实上国の管理下となります。

28年度算定結果

今回の健全化判断比率および資金不足比率は、下表のとおり基準を全て下回っており、当市の財政状況は健全段階であるという結果になりました。
実質公債費比率は、5・8%で、前年度比べ1・1%減少しています。将来負担比率は、24・8%で、昨年に比べ7・6%増加しています。今後も、経費の削減、計画的な借り入れに努め、財政の健全化に取り組んでいきます。

問い合わせ先

財務課

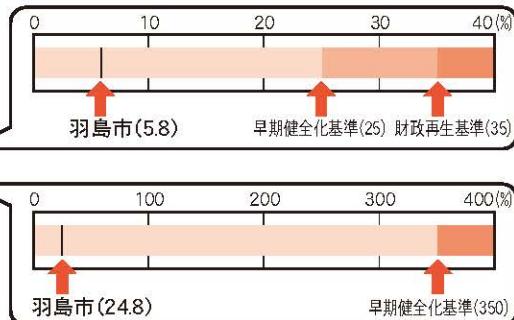
(内線)

2382

羽島市の健全化判断比率・資金不足比率の状況(平成28年度)

	早期健全化基準	財政再生基準	羽島市
①実質赤字比率	12.94%	20%	—
②連結実質赤字比率	17.94%	30%	—
③実質公債費比率	25%	35%	5.8%
④将来負担比率	350%	24.8%	
	経営健全化基準	羽島市	
⑤資金不足比率	20%	—	

※①実質赤字比率・②連結実質赤字比率・⑤資金不足比率につきましては、赤字額が無いため「—」で表示しています。



用語説明

■健全化判断比率とは

①実質赤字比率 ②連結実質赤字比率 ③実質公債費比率 ④将来負担比率の四つの財政指標の総称で、標準的な財政規模に対する割合を示します。

①実質赤字比率 ②一般会計等の実質的な収支の赤字額の割合

②連結実質赤字比率 ③企業会計の実質的な収支の赤字額の割合

③実質公債費比率 ④地方債残高(借金の残高)など将来負担すべき実質的な負債額の割合

④将来負担比率 ⑤公営企業ごとに資金の不足状況を算定するもので、この比率が高くなるほど経営状況に問題があります。

■資金不足比率とは
公営企業ごとに資金の不足状況を算定するもので、この比率が高くなるほど経営状況に問題があります。

資金不足比率 ⑥資金不足額の事業の規模に対する割合